

平成24年1月20日

佐倉市長 蕨 和雄 様

佐倉市子育て支援推進委員会

委員長 久保 美和子

佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針について（答申）

平成23年12月22日付け23佐子第869号により諮問のありましたことについて、第1回（平成23年12月22日開催）、第2回（平成24年1月18日開催）、第3回（平成24年1月20日開催）にわたり審議した結果、次のとおり答申します。

原案について、佐倉市の子育て支援策のさらなる充実に向け、下記の意見や要望がありましたので、当該基本方針の策定及び実施あたっては、十分に配慮されるよう要望いたします。

記

【基本方針の修正について】

1. 民営化する保育園の事業者を選定する場合にあっては、子育て支援施策に対する情熱や理解、さらには安定した経営基盤と運営実績を有する社会福祉法人等から考えられたい。

【基本方針の策定及び実施について】

2. 基本方針の策定にあたっては、十分な情報公開を行うとともに、保護者や関係者の声を十分に聞かれたい。
3. 基本方針の実施にあたっては、子育ての視点を考慮し、子どもの主体的な権利擁護に十分に配慮されたい。
4. 事業の展開について、適切な進行管理を行い、当初目的と逸脱しない、事業展開となるよう留意されたい。

【子育て支援施策の実施について】

5. 待機児童対策について、様々な手法を含めて検討し、解消に努められたい。
6. 保育園・児童センター・学童保育所の職員、臨時職員の資質の向上のために、計画的な研修を実施されたい。また、職員体制の充実を図られたい。
7. 権利擁護の方法の一つである、第三者委員制度の周知、活用を図られたい。
8. 学童保育所整備を引き続き行うとともに、学校との連携を緊密にし、学童保育所運営面での充実を図られたい。
9. 家庭保育者に目を向け、子育て支援センター事業、一時預かり保育等の充実を図られたい。
10. 子育て支援に係る関連情報等の充実を図り、保護者にとって便利で分かりやすい情報を提供されたい。特に、未就学児の保護者等への安心・安全情報の伝達について検討されたい。